

知事から各部長への指示事項

- 昨日、国におきまして、緊急事態宣言の区域の変更が行われました。本県を含め、47都道府県すべてが対象区域になり、期間は5月6日まで、大型連休の終了までに設定されています。
- まず、各部にお願いしたい1点目が、感染拡大防止の対策です。足元の感染の拡大状況は、今週に入り一定落ち着いた方向は見せていますが、まだまだ予断を許さない状況です。
- 今回、国は、特にゴールデンウィークの期間における全国的な移動を抑えないと、再び感染拡大に拍車がかかりかねないということで、全都道府県を緊急事態宣言の対象区域としました。
- 県民の皆さまには、今までご協力いただいていた4月26日までの外出自粛の要請などについて、5月6日まで延長していただきます。併せて、人と人との接触を7割から8割削減をするという目標に向けて、非常にハードルが高いですが、可能な限りの取り組みを県民の皆さま、事業者にもお願いし、活動の制限をより強く求める形になっています。各部を通じて、このお願いを所管の事業者の団体等へ周知するようお願いいたします。
- 今回、緊急事態宣言の対象区域となりましたので、具体的に関係各部で検討いただきたいのが、施設の使用制限、一般的に言われる営業自粛を、どの範囲でお願いする必要があるのか、ということだと考えております。現時点では、感染状況は落ち着きつつありますが、本県の感染の事案の特色、特性などを考えると、バー、ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウスなどを始めとする接待を伴う飲食店について、休業の要請までする必要があるのか、要請する場合は、東京都などで行われている協力金といった支援措置もセットで検討をせざるを得ないと思います。
- 最終的には、今後の感染状況の推移なども含めた総合判断になりますが、必要な検討を関係部を中心に行い、来週の半ばぐらいまでには一定の方向を出し、営業自粛を要請する場合は、県内の事業者の皆さまにお願いしなければならないので、スピード感が重要だと思います。限られた時間で負担はかかりますが、関係部でしっかりと検討してください。

- 2点目は、医療面において、引き続き、重症者の治療体制を確保することが求められると考えます。重症者の治療に専念できるようにスタッフと設備を集中していくような、医療機関の間の役割分担や重点化のほか、足元の収容人員は落ち着いてきておりますが、今後の急速な拡大に向けて予断を許さないということを考えますと、軽症者などを受け入れていただく一般的な宿泊施設についても、拡大できるような調整を進めていかなければいけないと考えています。関係部を中心に、引き続き調整をお願いします。
- 3点目は、県民生活や県の経済に対する影響への対策です。この対策本部を立ち上げて2ヶ月あまりが経過しました。国内でも感染者が増加しており、人や物の流れが大きく変わっている中で、経済や県民生活への影響は大変大きくなっています。また、外出自粛のお願いの期間を連休の終わりまで延ばすことで、その影響はさらに大きくなっていくと想定せざるを得ないと考えています。
- すでに、県議会の特別委員会などにおいても、県内の事業者団体などから色々な実情の報告や対策に対してのご意見・ご要望が発表されていますし、県議会でも、それを踏まえて、どうした対策が必要かという議論が進んでいます。そうした状況も踏まえ、各部において、経済影響の対策、影響を最小限にとどめるような対策について、検討を進めてもらっていますが、今月中に県としての独自策を取りまとめます。昨今の国の状況を見ると、経済対策は4月7日に出ましたが、中身は3月末に議論されたという流れのものであり、2週間ぐらいでも大きな状況変化があることから、2次、3次の対策を国に対して求めていかなければならない状況だと思えます。
- そういったことも視野に入れ、県が行うべき対策として、国に提案、要望していかなければならないものをしっかり仕分けをして、その全体像を4月末には県民の皆さまにお示しをする方向で進めたいと思っておりますので、各部において、しっかりと検討を進めていただくようお願いします。

以上